

議案第15号関連資料 明石市国民健康保険条例の一部改正について

1 保険料賦課限度額の引き上げ(条例第19条の6の12関係)

(1)目的

国民健康保険では、高所得者層に対する保険料負担について、受益との関連や納付意欲に与える影響等を考慮し、保険料負担の上限額となる賦課限度額が設けられています。

令和6年4月1日に国民健康保険法施行令が改正され、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額が引き上げられることから、明石市国民健康保険条例においても同様の改正を図るものです。

(2)概要

令和6年度における賦課限度額について政令の基準どおり、後期高齢者支援金等分を22万円から24万円に改正します。

	①基礎賦課分	②後期高齢者支援金等分	③介護納付金分	計(①+②+③)
現行	65万円	22万円	17万円	104万円
改正	65万円	24万円	17万円	106万円
引上額	—	+2万円	—	+2万円

(3)影響

対象世帯数…約640世帯

保険料影響額…約1,200万円増加

2 低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和(条例第23条関係)

(1)目的

これまで軽減措置の対象であった者が物価上昇の影響等により対象から外れることのないよう、政令を基準として所得判定基準を緩和しようとするものです。

(2)概要

令和6年度における5割及び2割減額措置に係る所得判定基準について政令の基準どおり、緩和します。

	5割減額	2割減額
現行	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(29万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(53.5万円×被保険者数)以下
改正案	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(29.5万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(54.5万円×被保険者数)以下

3 退職者医療制度の経過措置の廃止(条例第19条の2~第19条の6の12関係等)

国民健康保険法の一部改正により、20年以上会社等で働いた後、退職して国保に加入した人の給付費等を保険者間で財政調整する仕組みである退職者医療制度の経過措置が廃止されたことに伴い、所要の整備を行います。

4 施行期日

令和6年4月1日